

請求の範囲

- [請求項1] メラミン系樹脂と、
 充填材と、
 酸性化合物と、
 分子量が500以下であるイミド化合物及び分子量が500以下である尿素化合物からなる群より選ばれる少なくとも1種の化合物と、
 を含み、
 前記酸性化合物は、前記イミド化合物とは異なる化合物であり、
 前記酸性化合物の含有質量に対する、前記イミド化合物及び前記尿素化合物の合計含有質量の比が、0.01以上100.0以下の範囲である金型清掃用樹脂組成物。
- [請求項2] 前記酸性化合物、前記イミド化合物、及び前記尿素化合物の合計含有量が、前記メラミン系樹脂及び前記充填材の合計100質量部に対して、0.1質量部以上12.0質量部以下の範囲である請求項1に記載の金型清掃用樹脂組成物。
- [請求項3] 前記イミド化合物が、フタルイミド、コハク酸イミド、ピロメリット酸イミド、1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド、及び1, 2-シクロヘキサジカルボキシイミドからなる群より選ばれる少なくとも1種であり、かつ、前記尿素化合物が、尿素、1-メチル尿素、1-エチル尿素、1, 1-ジメチル尿素、及び1, 3-ジメチル尿素からなる群より選ばれる少なくとも1種である請求項1又は請求項2に記載の金型清掃用樹脂組成物。
- [請求項4] 前記酸性化合物が、カルボキシ基を有する化合物である請求項1～請求項3のいずれか1項に記載の金型清掃用樹脂組成物。
- [請求項5] 前記酸性化合物が、安息香酸、酒石酸、塩酸、スルファミン酸、及びトリメリット酸からなる群より選ばれる少なくとも1種である請求項1～請求項3のいずれか1項に記載の金型清掃用樹脂組成物。
- [請求項6] 前記酸性化合物の含有量が、前記メラミン系樹脂及び前記充填材の

合計 100 質量部に対して、0.01 質量部以上 5.0 質量部以下の範囲である請求項 1～請求項 5 のいずれか 1 項に記載の金型清掃用樹脂組成物。

[請求項7] 金属石鹼を含む請求項 1～請求項 6 のいずれか 1 項に記載の金型清掃用樹脂組成物。

[請求項8] 滑剤を含む請求項 1～請求項 7 のいずれか 1 項に記載の金型清掃用樹脂組成物。